

令和元（2019）年6月17日

障がい者支援に関わる福祉関係者 各 位
障がい者支援に関わる行政関係者 各 位
長崎県弁護士会 会 員 各 位

高齢者等権利擁護委員会 委員長 伊藤 岳
(長崎障がい者司法福祉勉強会 県央地区担当) 委員 村林尚孝

**長崎県弁護士会 障がい者寄り添い弁護士福祉版事業
長崎障がい者司法福祉勉強会 県央地区 第26回の開催について**

冠 省 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、長崎県弁護士会・高齢者等権利擁護委員会では、現在、障がい者支援に関わっておられる行政・福祉専門職の方々と弁護士との連携関係を強化し、障がい者支援の拡充を図るべく、「長崎障がい者司法福祉勉強会」を定期開催しております。

今般、長崎障がい者司法福祉勉強会・県央地区・第26回の開催要領を、下記のとおりに決めましたので、お知らせを致します。ご参加希望の方は、別添の参加申込書に所定の事項をご記入の上、令和元（2019）年8月2日（金）までに、県央地区担当・村林宛てにFAX（0957-74-3185）にてお申込み下さい。宜しく
お願い申し上げます。

草 々

記

(勉強会)

日 時：令和元（2019）年8月9日（金）午後6時30分～午後8時

場 所：島原市医師会館 講堂

(長崎県島原市萩原1丁目1230番)

※ 当日は島原市医師会館の駐車場を利用できないため、近隣のコインパーキングを利用いただきますよう、お願い致します。

内 容：(仮)「成年後見申立に関する事例検討」

担当者：福田耕平（島原市社会福祉協議会）

村林尚孝（法テラス雲仙法律事務所）

(懇親会)

日 時：同日 午後8時15分頃～午後10時頃

場 所：勉強会の会場周辺を予定

会 費：4000円程度を予定

◇懇親会申込後のキャンセルについて：懇親会の参加申込後にキャンセルされる場合は、令和元（2019）年8月6日（火）までに、法テラス雲仙法律事務所宛てにご連絡下さい（TEL:050-3383-5324）。事前にご連絡なく欠席された場合には、後日、会費を徴収させていただきますので、予めご了承下さい。

県央地区担当者・弁護士 村 林 尚 孝 宛

(FAX: 0957-74-3185)

申込日: 令和____年____月____日

長崎障がい者司法福祉勉強会・県央地区・第26回 参加申込書

～ 申込期限: 令和元(2019)年8月2日(金)まで ～

(□は、該当するものに☑をして下さい。)

お名前 (ご職種)	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他()
所属団体 (加入団体)	<input type="checkbox"/> 長崎県精神保健福祉士協会 <input type="checkbox"/> 長崎県社会福祉士会 <input type="checkbox"/> 長崎県相談支援専門員協会 <input type="checkbox"/> 長崎県弁護士会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(市・町) <input type="checkbox"/> 行政【 県・市・町】 <input type="checkbox"/> 福祉的支援協力事業所協議会 <input type="checkbox"/> その他()
勤務先名	
T E L	
F A X	

(※ご注意※) 連携関係構築のために、上記情報を記載した参加者名簿を作成して、当日配布致しますので、名簿に記載しても差し支えない情報をご記入下さい。

参加者名簿への記載が差し支える方は、その旨お申し出下さい(回答欄参照)。

【 回 答 欄 】

◆県央地区・第26回勉強会(8月9日午後6時30分～)に

参加する ・ 参加しない

◆県央地区の懇親会(同日午後8時15分頃～)に

参加する ・ 参加しない

◆勉強会当日に配布する参加者名簿への記載に

同意する ・ 同意しない

(通信欄)

【！勉強会・懇親会いずれも不参加の方の回答は不要！】